

一般社団法人福島県薬剤師会会費規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に定める正会員及び賛助会員並びに特別会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人福島県薬剤師会（以下「本会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金

正会員A	30,000円
正会員B	30,000円
正会員C	30,000円

② 会費

正会員A	44,000円
正会員B	24,000円
正会員C	13,000円

(2) 賛助会員

会費

賛助会員A	32,000円
賛助会員B	18,000円

(3) 特別会員

会費 1,000円

- 2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は月割とし、当該事業年度の残りの月数を乗じた額とする。
- 3 入会金は、本会会館の施設整備、改装等の費用及び不動産の取得費用に充てるため、別に定める本会会館施設設備・改修等基金規程により積立する。

(会費等の納入)

第3条 会員は、毎事業年度の会費を会長の指定する期日までに、納入しなければならない。ただし、正会員にあつては、地域薬剤師会を経由して本会に納入しなければならない。

- 2 地域薬剤師会は、その所属する本会会員のために徴収して、本会に送付するものとする。
- 3 会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳等に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(会員区分の変更に伴う会費差額の取扱い)

第4条 事業年度の途中で会員区分を変更する正会員及び賛助会員において、その変更により会費に不足が発生する場合は、当該事業年度の残りの期間に

相当する差額を納入するものとする。

- 2 既に納入した会費は返還しないものとする。

(督促及び延滞金)

第5条 第3条に規定する納付期日を超えても納入されない場合は、納入期限を付して催告するものとする。

- 2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第6条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中で退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

- 2 本会は、既に納入した入会金及び当該事業年度において既に納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則を改正、廃止する場合には、理事会の決議を経て、総会の議決により行わなければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人福島県薬剤師会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

<変更経過>

- 1 平成25年6月23日（一部変更）
- 2 平成26年6月22日（一部変更）